

高瀬町公民館上高瀬分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
集会室（1）	200円
集会室（2）	100円
教養文化室	200円
調理実習室	200円
会議室	100円
会議室（1）	300円
会議室（2）	300円
喫茶コーナー	200円

高瀬町公民館勝間分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
会議室	300円
講話室	100円
調理実習室	100円
実習室	100円

高瀬町公民館比地二分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
第1会議室	100円
第2会議室	300円
第3会議室	200円
第5会議室	100円
栄養指導実習室	200円

高瀬町公民館二ノ宮分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
生活改善室	100円
調理実習室	200円
研修室（和室）	300円
研修室（洋室）	200円

高瀬町公民館麻分館 使用料 【令和2年4月1日～】  
開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
生活改善室	100円
調理実習室	200円
後継者研修室	100円
研修室（和室）	500円
研修室（洋室）	200円

山本町公民館辻分館 使用料 【令和2年4月1日～】  
開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
第1会議室	200円
第2会議室	200円
調理室	200円
研修室	100円
ロビー	200円

山本町公民館河内分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
共同学習室	300円
健康管理学習室	100円
農産加工調理実習室	200円

山本町公民館財田大野分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
第1会議室	300円
第2会議室	200円
ふるさと産品開発実習室	300円
ふるさと産品試作品検討室	300円
ロビー	100円

山本町公民館神田分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
第1会議室	300円
第2会議室	100円
調理実習室	200円
研修室	200円

三野町公民館大見分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
大会議室	700円
料理実習室	200円
講座室（和室）	200円
講座室（洋室）	200円

三野町公民館吉津分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
集会室	600円
教養娯楽室	300円
生活相談室	100円
健康相談室	100円
機能回復訓練室	100円
母子講習室1	100円
母子講習室2	100円
母子家族計画指導室	100円
母子栄養指導室	100円
母子保健指導相談室	100円

豊中町公民館桑山分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
会議室	300円
ミーティングルーム	200円
小会議室1	200円
小会議室2	200円
調理室	100円

豊中町公民館比地大分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
大会議室	300円
小会議室1	200円
小会議室2	200円
和室	200円
調理室	100円

豊中町公民館笠田分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
大会議室	300円
小会議室1	200円
小会議室2	200円
小会議室3	200円

豊中町公民館本山分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
大会議室	400円
談話室	200円
会議室1	200円
会議室2	200円

詫間町公民館第3分館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
第1会議室	100円
大会議室	400円
第1学習室	200円
第2学習室	200円
木彫室	200円
調理室	100円



財田町公民館 使用料 【令和2年4月1日～】

開館時間 8：30～22：00

施設名	1時間当たりの使用料
大会議室	400円
中会議室	300円
小会議室	300円
和室会議室	200円
ギャラリー展示室	300円
ホール	1,600円

【備考】

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の2倍（前号にも該当する場合は4倍）の額とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。